製造業におけるIoT導入実証事業　企画提案書（全体概要）

［様式1］

提出日：令和元年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案者 | 企業名・団体名 | ※　団体名を記載すること。 |
| 代表者名 | ※　団体の代表者（氏名、役職）を記載すること。 |
| 所在地 | ※　市内の事業所の所在地を記載すること。 |
| 業種 | ※　事業実施の対象となる業種を記載すること。 |
| 実施責任者（プロジェクトリーダー）（所属・役職・氏名） | ※　実施責任者（プロジェクトリーダー）は、提案団体等に所属している者とする。 | 電話番号 |  |
| Eメール |  |
| 提案する事業の概要 | 提案する事業モデルのタイプ（どちらかに○を付ける） | 生産効率向上モデル　・　新製品・サービス創出モデル |
| 事業名 |  |
| 提案内容事業・イメージ図 | ※　実施計画書（様式２）の内容を要約し、簡潔に記載すること。 |
| 事業費 | 　○，○○○千円※　本欄に記載する額は千円未満を切り捨てた額とすること。 |

（注）　1枚に収めること。

実施計画書

［様式2］

|  |
| --- |
| １．克服すべき具体的な課題*※　解決を図ろうとする「課題」について、可能な限り具体的に記載すること。*２**．**克服すべき具体的な課題の解決のため、IoTを導入することによる生産性を向上させるモデル、又は、IoT技術を活用し、新たな付加価値を付けた製品・サービスを創出するモデルの実施内容*※　上記１．の課題の解決のために、実証事業を通じて構築を目指すモデルについて、可能な限り具体的に記載すること。**※　その実施予定時期、内容、方法、具体的な成果目標等を可能な限り具体的に記載すること。* |

（注）　枚数制限なし。また、必要な場合には補足説明図（Ａ４判）等を添付すること。

実施体制説明書

|  |
| --- |
| １．実施体制［様式3］ |
| *※　図等を用いて実施体制を分かりやすく記入すること。また、それぞれの役割ごとに想定している人員についても記入すること。**※　提案者のみならず、委託事業の実施に関わる者については本様式に役割、責任を明記すること。*（例）株式会社○○○○△△部部長　　　　　　　　▲▲課課長　　　　　　　　▲▲課□□Ｇ委託事業の実施委託事業の実施管理・調整委託事業全般の管理・統括××部××課実証事業にかかる、経費等の管理●●●●●株式会社技術的助言・技術提供＠＠＠＠大学技術的助言 |
| ２．各部署の役割 |
| NO. | 名称 | 役割及び責任*※　上記組織図に対応した主体別に役割を明確に記入すること。* |
| 1 | △△部部長 | ・事業計画の立案、報告書の取りまとめを始めとする事業全般の管理・統括 |
| 2 | ▲▲課課長 | ・事業実施方法の検討・実施効果の検証 |
| 3 | ▲▲課□□Ｇ | ・事業の実施・実施効果のデータ収集・報告書の作成 |
| 4 | ●●●●●株式会社 | ・事業実施にかかる技術的助言・事業実施のための技術提供・実施効果の検証 |
| 5 | ＠＠＠＠大学 | ・事業実施にかかる技術的助言 |
| ３．実施責任者（プロジェクトリーダー） |
| 氏　　名（ふりがな） | 勤務先及び役職 |
| ☆☆　☆☆ | ▲▲課課長 |
| ４．連絡担当者 |
| No | 名称 | 連絡先*※　所属、役職、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを記入**※　複数名を記載しても良い。* |
| 1 | 株式会社○○○○ | △△部▲▲課□□Ｇ　（役職）　加賀 太郎（かが　たろう）〒922-0000　石川県加賀市○○１－１－１電話：0000-00-0000　　メール：　xxxx@xxxxxxxxxxx |

（注）　枚数制限なし。

［様式４］

事業スケジュール

単位：円

受託者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実証事業内容 | 令和元年9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和元年1月 | 2月 | 事業費 |
| （例）ア）××に関する実証1.××の実施計画2.××の実証2-1. ××の調査2-2. ××の導入2-3. ××の検証3.実施結果のとりまとめ4.実績報告書の作成 |  |  |  |  |  |  | \*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\* |
| 合計 |  |  |  |  |  |  | \*\*\*\*\* |

(注１) 事業費は消費税込みの金額を記入すること。

(注２) 事業費はあくまでも委託先を選定する際の参考として記入するものであり、契約金額について何ら保証するものではない。

(注３) 枚数制限なし。